

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

見積価額 公売保証金	売却区分	公 売 財 産		公売保証金	見積価額 (最低公売価額)	摘 要
		名称、性質、所在、賃借権又は地上権の内容その他	数量			
	508-10-03	鬼滅の刃グッズ	一式	-	1,700円	-
	508-10-04	ハイキュー!!タペストリー	1	-	900円	-
	508-10-05	アンパンマンたちしてタッチ！テーブル	1	-	3,000円	-
	508-10-06	中華鍋2点セット	一式	-	2,600円	-
	508-10-07	スタンドライトセット	一式	-	700円	-
	注意 1	上記売却区分ごとに公売します。				
公 売 方 法		せり売り				
公売参加申込期間		令和8年 9月18日(金) 午後1時 から 令和8年10月 6日(火) 午後11時 まで				
入札期間		令和8年10月13日(火) 午後1時 から 令和8年10月15日(木) 午後11時 まで				
公 売 場 所		KSI官公庁オークション上(紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するシステム)				
売 却 決 定	日 時	令和8年10月16日(金) 午前10時				
	場 所	登別市役所市民生活部税務グループ				
買受代金納付期限		令和8年10月23日(金) 午後2時30分				
買受人についての資 格その他の要件		国税徴収法第92条及び同法第108条第1項に抵触しない者。				
そ の 他	1 インターネット公売の参加条件などは、「登別市インターネット公売ガイドライン」によります。 国税徴収法第92条の規定に該当する者又は同法第108条第1項の規定に該当する者が行った公売参加申込み及び入札又はせり売りについて、なかったものとして取り扱うことがあります。					
	2 公売財産のせり売りにかかる買受の申込みをしようとする者(以下、「入札者等」という。)は、公売参加申込期間内に紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するシステム(KSI官公庁オークション)において所定の公売参加申込手続きが必要です。					
	3 入札者等は、公売保証金を要する物件について、せり売りの開始の時までに所定の手続によって公売保証金を納付する必要があります。					
	4 公売保証金の納付方法は「クレジットカード」または「銀行振込など」によるものとします。 また、参加申し込みの際に選択した保証金の納付方法を、後から変更することはできません。 その他詳細については、「登別市インターネット公売ガイドライン」(登別市ホームページ掲載)の「第2 公売参加申し込みについて」3. 公売保証金の納付について」をご参照ください。					
	5 せり売りにかかる買受の申込みの場合、せり売り期間中何回でも買受申込金額の増額に係る変更は可能です。買受の取消や一度買受申込みを行った金額を下回る金額への変更はできません。					
	6 見積価額以上の買受けの申込者のうち、最高価額による申込者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。					
	7 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金の納付前に証明されたとき又は買受代金納付後であっても取り消すべき事由があるときは、最高価申込者の決定又は売却決定を取消します。					
	8 公売財産の引渡し又は権利移転は、買受代金の納付を確認した後に現況有姿により行います。また、公売財産の引渡し後の返品、交換はできません。					
	9 登別市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。					
	10 公売財産の危険負担は買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転します。					
	11 引渡し場所は原則登別市になりますが、遠隔地在住のため発送引渡しとなる場合は、配送に係る費用は買受人の負担となります。また、必要に応じて梱包材料、配送保険料もご負担いただく場合があります。					
	12 KSI官公庁オークションのシステム等の不具合により、公売を中止することがあります。					
	13 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用されるなどにより損害を受けた場合、登別市は責任を負いません。					
	14 公売参加申込期間及びせり売り期間はこの公売公告に記載のとおりですが、KSI官公庁オークションのシステムメンテナンスなどの期間を除きます。					
	15 その他、詳細については登別市ホームページ掲載する「登別市インターネット公売ガイドライン」によります。					
摘 要	◎ 下見について 希望される方は、事前に電話連絡をいただき日程調整の上、登別市が指定する場所にお越しください。					
	◎ 配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利の有する者は、売却決定をする日の前日まで「債権現在額申立書」によりその内容を当市に申し出てください。 なお、「債権現在額申立書」の用紙は、当市に用意してあります。					
上記のとおり、差押財産の公売をするので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告する。						
令和8年9月14 日						
登 別 市 長 小 笠 原 春 一 印						

